

『指定通所介護』重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(山口県指定 第3578100293号)

当事業所はご契約者に対して指定通所介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

※ 当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護1～要介護5」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 阿北福祉会
- (2) 法人所在地 山口県萩市大字上小川東分1406番地
- (3) 電話番号 08387-4-0231
- (4) 代表者氏名 理事長 吉田 幸良
- (5) 設立年月日 昭和56年8月3日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定通所介護事業所・平成12年4月1日指定
(山口県指定 第3578100293号)
※当事業所は、特別養護老人ホーム阿北苑に併設されています。
- (2) 事業所の目的 指定通所介護は、介護保険法令に従い、ご契約者（利用者）がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、通所介護サービスを提供します。
- (3) 事業所の名称 阿北苑デイサービスセンター
- (4) 事業所の所在地 山口県萩市大字上小川東分1406番地
- (5) 電話番号 08387-4-0261
- (6) 事業所長（管理者） 小 河 里 美
- (7) 事業所の運営方針 事業計画（運営方針）による。
- (8) 開設年月日 平成6年3月7日
- (9) 通常の事業の実施地域 萩市・阿武町・益田市・津和野町
- (10) 営業日及び営業時間
営業日 毎週月～金曜日（12月31日から1月3日を除く）
営業時間 午前8時30分～午後5時30分
(但し、サービス提供時間は午前9時30分～午後4時00分)
- (11) 利用定員 30人

3. 職員の配置状況

当事業所では、ご利用者に対して指定通所介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

【主な職員の配置状況】 ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	人 数
1. 管理者	1 人
2. 生活相談員	1 人以上
3. 介護職員	4 人以上
4. 看護職員	1 人以上
5. 機能訓練指導員	1 人以上

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

(1) 当事業所が提供する基準介護サービス

以下のサービスについては、食費を除き、負担割合証の割合に応じて介護保険から給付されます。

<サービスの概要>

①食事サービス

- ・当事業所では、献立表により栄養並びにご利用者の身体の状況及び思考に配慮し、なおかつ希望により粥食・きざみ食、各種治療食にも対応します。
- ・昼食の時間は12時からです。

②送迎サービス

- ・地理的条件や身体状況を考慮し、各種専用車輛により送迎を行います。また、必要に応じて送迎車輛への昇降及び移動の介助を行います。

③入浴サービス

- ・入浴または清拭を行います。一般浴槽での入浴、特殊浴槽での入浴、希望により1人浴槽での入浴を選んでいただきます。
- ・個人浴の他、座位のとれる方は車椅子浴槽を、寝たきり等で座位のとれない方は特殊浴槽を使用して入浴することができます。

④健康状態の確認

- ・各種サービスを利用するための健康チェック等を行い健康状態を把握します。

⑤機能訓練サービス

- ・ご利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練及び心身の活性化を図るための各種サービスを提供します。

⑥日常生活上の援助

- ・ご利用者の身体能力を最大限活用した日常生活上の援助を行います。

⑦相談・助言に関すること

- ・当事業所は、ご利用者やその家族からの相談について誠意をもって応じ、適宜、必要な助言、生活支援を行うよう努めます。

<サービス利用料金(1回につき)>

ご利用者の介護度・所要時間に応じた、介護保険負担割合による利用料金をお支払い下さい。

※介護保険負担割合証・利用者負担1割の場合

(単位：円)

介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
サービス基本単価 6時間以上7時間未満	584	689	796	901	1,008
入浴介助加算(I)			40		
サービス提供体制強化加算(I)			22		
合計自己負担額	646	751	858	963	1,070

※介護保険負担割合証・利用者負担2割の場合

(単位：円)

介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
サービス基本単価 6時間以上7時間未満	1,168	1,378	1,592	1,802	2,016
入浴介助加算(I)	80				
サービス提供体制強化加算(I)	44				
合計自己負担額	1,292	1,502	1,716	1,926	2,140

※介護保険負担割合証・利用者負担3割の場合

(単位：円)

介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
サービス基本単価 6時間以上7時間未満	1,752	2,067	2,388	2,703	3,024
入浴介助加算(I)	120				
サービス提供体制強化加算(I)	66				
合計自己負担額	1,938	2,253	2,574	2,889	3,210

◇加算説明

入浴介助加算(I) 入浴介助を適切に行うことができる人員及び設備を有し、入浴中のご利用者の観察を含む介助を行う場合に算定します。

サービス提供体制強化加算(I) 介護職員のうち、介護福祉士の資格を有する職員の割合が、70%以上の状況により算定します。

科学的介護推進体制加算 ご利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況等の基本的な情報を厚生労働省に提出し、その情報を通所サービスの適切かつ有効な提供に活用していることにより算定します。

(I) 1月につき 40円(1割) 80円(2割) 120円(3割)

介護職員等処遇改善加算I口として、サービス利用料金の合計の1000分の120(12.0%)に相当する金額を、別途お支払いいただきます。

◇介護保険の給付対象とならないサービスについては別途いただきます◇

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

- ① 食事の提供に要する費用 1食 530円
- ② 利用時間延長(サービス時間外利用) 30分につき 100円
- ③ おむつ代 実費をいただきます。
- ④ レクリエーション 材料代等の実費をいただくことがあります。

(3) サービスの提供について

- ①サービスの提供にあたっては、ご利用者の要介護状態の軽減もしくは悪化の防止、要介護状態となることの予防になるよう、適切にサービスを提供します。
- ②サービスの提供は親切丁寧に行ない、分かりやすいように説明します。もし分からないことがあったら、いつでも担当職員にご遠慮なく質問して下さい。
- ③サービスの提供に用いる設備、器具については、安全、衛生に常に注意します。

(4) 利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)の料金・費用は、サービス利用の1ヶ月ごとに計算しますので、翌月20日までに現金でお支払いいただくか、金融機関からの自動引き落としもできます。ご相談下さい。

5. 衛生管理

当事業所は、ご利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じます。事業所における、感染症及び食中毒の予防又はまん延防止のための指針を整備し、対策を検討する委員会を3月に1回以上開催し、職員に周知徹底しています。また、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に行います。その他、厚生労働大臣が定める感染症及び又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行います。

6. 事故発生時の対応及び緊急時の対応方法

当事業所は、ご利用者に対する介護サービスの提供にあたって事故が発生した場合は、速やかにご利用者及びその後見人又はご利用者の家族、保険者、居宅介護支援事業所等関係者に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、必要時にはご利用者の主治医または希望搬送病院への連絡を行い、医師の指示に従います。

利用者の主治医	氏名	
	所属医療機関の名称	
	所在地	
	電話番号	TEL
希望搬送病院名及び電話番号		TEL
緊急連絡先	氏名	
	住所	
	電話番号	TEL
	昼夜の連絡先	

7. 非常災害対策

当事業所は、非常災害に備えて、火災及び、地震、風水害等の災害に対処するための計画を定めるとともに、定期的に行う(年2回以上)避難、救出その他必要な訓練を行います。また、訓練の実施にあたって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めます。

8. 業務継続計画

感染症や非常災害が発生した場合に、サービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、当該計画に従い必要な措置を講じます。

職員に対し、業務継続計画について周知するとともに必要な研修及び訓練を定期的に行います。定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

9. 虐待の防止に関する事項

当事業所は、ご利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、指針を整備し、虐待防止のための対策を検討する委員会及び職員に対する研修会を定期的に行い、周知徹底を図ります。また、これらの措置を適切に実施するための担当者を設置しています。

10. 身体的拘束等の適正化の対策

当事業所は、原則としてご利用者に対する身体拘束を行いません。ただし、当該ご利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、説明し同意を得たうえで、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束の内容、目的、拘束の時間、経過観察や検討内容を記録し保存します。

11. 資質向上の取組

当事業所は、全ての職員に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じます。また、研修の機会を確保し職員の資質向上を図ります。

12. 職場におけるハラスメント対策

当事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

13. 秘密の保持と個人情報の保護について

当事業所は、業務上知り得たご利用者又はその家族の秘密を保持します。また、当事業所の職員である期間及び職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するものとします。

個人情報の取扱いについては、サービス提供以外の目的では原則的に利用しないものとし情報提供については、あらかじめ書面にて同意を得るものとします。ご利用者又は家族の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省策定の「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためガイドライン」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。

14. 苦情・相談の受付について

(1) 当事業所における苦情・相談の受付

当事業所のサービスについてご不明な点や疑問、苦情やご相談がありましたら下記までお気軽にご相談下さい。

- 苦情解決責任者 管理責任者 小 河 里 美
- 受付窓口担当者 生活相談員 宮 内 和 人
- 受付時間 8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0
- 電話番号 0 8 3 8 7 - 4 - 0 2 6 1

面接及び訪問させていただき、迅速かつ適切に責任をもって調査、改善をいたします。
また、ご意見箱を受付窓口に設置しています。

(2) 行政機関その他苦情・相談受付機関

萩市役所 高齢者支援課	所在地 山口県萩市大字江向 510 番地 電話番号 0 8 3 8 - 2 5 - 3 1 3 1
益田市役所 高齢者福祉課 事業者指導係	所在地 島根県益田市常盤町 1 - 1 電話番号 0 8 5 6 - 3 1 - 0 2 1 8
国民健康保険団体連合会	所在地 山口県山口市大字朝田字岡の口 1 9 8 0 - 7 電話番号 0 8 3 - 9 9 5 - 1 0 1 0
福祉サービス苦情解決委員会 (山口県社会福祉協議会)	所在地 山口県山口市大手町 9 - 6 電話番号 0 8 3 - 9 2 4 - 2 8 3 7

令和 年 月 日

指定通所介護サービスの提供開始に際し、本書面にに基づき重要事項の説明を行いました。

事業者 〒759-3202 山口県萩市大字上小川東分1406番地
社会福祉法人 阿北福祉会 阿北苑デイサービスセンター

説明者〔職氏名〕 生活相談員 宮内和人 ㊟

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定通所介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者 住所 _____

氏名 _____

身元引受人 住所 _____

氏名 _____ [続柄]